

五泉市統合型地理情報システム導入作業及び
システム提供業務
プロポーザル評価基準書

令和 7 年 6 月

五泉市

1. 概要

1.1. 本書について

本評価基準書は、「五泉市統合型地理情報システム導入作業及びシステム提供業務」に係る調達の評価基準について示したものであり、評価手続き等は次のとおりである。

なお、参加のあった事業者が1事業者であっても審査を実施する。ただし、審査の結果、技術点が375点（技術点の配点750点に対し標準的な評価を受けた場合の点数）に満たない場合には、審査の結果「該当なし」とし、再度プロポーザルを行う場合がある。また、あらかじめ定めた期間内に優先交渉権者との協議が整わない場合は、改めて次点者と協議を行うこととする。

1.2. 配点と審査の概要

評価は、一次審査と二次審査に分けて実施する。それぞれの配点は次のとおり。

項目	内容	概要	配点
一次審査	価格評価	提案価格の評価	250点
	技術評価	会社概要・会社実績等の評価	50点
		要求機能回答票の評価	200点
二次審査	技術評価	プレゼンテーションに対する評価	100点
		デモンストレーションに対する評価	400点

一次審査は書類審査とし、上位3者を一次審査通過事業者として選定する。一次審査の得点の上位3者が、同点のため4者以上となる場合には、くじ引きにより上位3者を選定する。

二次審査はプレゼンテーション及びデモンストレーションによる審査を行い、最も優れた点数を得た事業者を優先交渉権者とし、次点交渉権者も併せて選定する。

二次審査の上位2者が同点の場合は、二次審査の得点の上位者を優先交渉権者とし、二次審査の得点も同点の場合は、くじ引きにより選定する。

2. 一次審査

一次審査は提出資料のうち会社概要調書（様式3-1）、業務実績調書（様式3-2）、業務従事者調書（様式3-3）、要求機能回答書（様式3-4）、見積書（様式5-1）、見積内訳書（様式5-2）により評価を行う。

2.1. 提案価格の評価

提案価格の評価については、以下の基準で評価を行う。

$$\text{評価点} = 250 \text{ 点} \times (\text{最低提案見積価格} / \text{提案見積価格})$$

※計算の結果、小数点以下の端数が生じた場合は、小数点第1位を四捨五入する。

2.2. 会社概要・会社実績等の評価

会社概要・会社実績等の評価は、以下の評価基準を設定し行う。

No.	項目	評価指標	評価基準		配点
1	会社概要	本業務に適した資格を保有しているか。 対象：会社概要調書(様式 3-1) 次の①～⑥のうち、保有している資格数 ①ISO/IEC27001 又は JISQ27001、② JISQ15001、③ISO9001 又は JISQ9001、④ ISO14001、⑤ISO20000、⑥ISO27001	A	6種	5点
			B	1～5種	3点
			C	0種	0点
2	業務実績	類似案件の豊富な構築・運用実績を有するか。 対象：業務実績調書(様式 3-2)	A	25件以上	20点
			B	1～24件	10点
			C	0件	0点
3	保有資格	保有資格が優れた業務従事者であるか。 対象：業務従事者調書(様式 3-3) 次の資格を所有する数により判断する。 (①～③は3点、④～⑦は1点) ①GIS 上級技術者、②地理情報 GIS1 級、③空間情報総括監理技術者、④プロジェクトマネージャ、⑤システムアーキテクト、⑥IT ストラテジスト、⑦応用情報技術者（第一種情報処理技術者、ソフトウェア開発技術者含む） 業務従事者は原則3名を想定しているが、例えば担当技術者を複数名配置する場合などは、主たる担当者を明示することし、主たる担当者のみ評価の対象とする。	A	9点以上	5点
			B	1～8点	3点
			C	0点	0点
4	実務実績	実務実績が優れた業務従事者であるか。 対象：業務従事者調書(様式 3-3) なお、項番2の業務実績と異なり、構築業務の実績のみ評価の対象とする。	A	5件以上	20点
			B	1～4件	10点
			C	0件	0点

2.3. 要求機能回答票の評価

要求機能回答票（様式 3-4）の評価については、以下の基準で評価を行う。

$$\text{評価点} = 200 \text{ 点} \times \left(\frac{\text{回答区分○の個数} + \text{回答区分△の個数} \times 0.5}{\text{要求機能の総数}} \right)$$

※計算の結果、小数点以下の端数が生じた場合は、小数点第1位を四捨五入する。

※必須機能に×が付いている場合は失格とする。

3. 二次審査

二次審査は、プレゼンテーション及びデモンストレーションにより評価を行う。

3.1. プレゼンテーションに対する評価

プレゼンテーションは提案書を補足するものとして行い、提案書の内容及びプレゼンテーションの内容を提案審査委員会が評価する。

プレゼンテーションに対する評価は、以下の評価基準、評価係数を設定し行う。なお、提案審査委員会での各項目の評価のうち、最高点と最低点をつけたものを1つずつ除いたうえで平均を算出し、全ての項目の合計を評価点とする。

3.1.1. プレゼンテーションに対する評価に係る評価基準

プレゼンテーションに対する評価については、下表の基準で評価を行う。

No.	評価項目	評価基準		配点
1	実施方針	1.1	基本的な考え方	5点
		1.2	スケジュール	5点
2	機能及び安全性	2.1	システムの基本機能	10点
		2.2	データの安全性	10点
3	構築及びデータ移行	3.1	システム導入作業管理	15点
		3.2	提供データの移行方法及び支援方法	15点
4	運用及び保守	4.1	システム運用・保守の内容	10点
		4.2	障害発生時の対応	10点
5	追加提案			20点

3.1.2. プレゼンテーションに対する評価に係る評価係数

いずれの項目も評価はA～Eの5段階評価で行い、それぞれ項目の配点に下表の率を乗じる。その合計を会社概要・会社実績等の評価点とする。

評価	評価係数	判断基準
A 極めて優秀	1.0	提案内容が本市にとって有効かつ妥当で具体的である。
B 優秀	0.75	提案依頼項目に対し、十分な説明がある。
C 標準的	0.5	仕様書のおうむ返しに終始している。独自性がない。
D やや劣る	0.25	一部不明瞭又は記載がないものがある。
E 非常に劣る	0.0	内容に乏しく、提案内容として極めて不適切である。

※平均算出計算の結果、小数点以下の端数が生じた場合は、小数点第1位を四捨五入する。

例) 項目 1.1 について、提案審査委員 5 名がそれぞれ A,A,C,C,D と評価した場合
①配点 5 点⇒A:5 点、A:5 点、C:2.5 点、C:2.5 点、D:1.25 点
②最高点、最低点を 1 つずつ除く⇒A:5 点、C:2.5 点、C:2.5 点
③平均の算出⇒ $(5+2.5+2.5) \div 3 \doteq 3$ 点 (3.333…点を四捨五入)

3.2. デモンストレーションに対する評価

デモンストレーションに対する評価は、以下の評価基準、評価係数を設定し行う。
 なお、ワーキンググループでの各項目の評価のうち、最高点と最低点をつけたものを
 1 つずつ除いたうえで平均を算出し、全ての項目の合計を評価点とする。

3.2.1. デモンストレーションに対する評価に係る評価基準

デモンストレーションに対する評価については、下表の基準で評価を行う。

No.	評価項目	評価基準	配点
1	システムの使いやすさ	画面の見やすさ、操作のしやすさ。	300 点
2	説明の分かりやすさ	説明の分かりやすさ、十分さ。	100 点

3.2.2. デモンストレーションに対する評価に係る評価係数

いずれの項目も評価は A～E の 5 段階評価で行い、それぞれ項目の配点に下表の
 率を乗じる。その合計を会社概要・会社実績等の評価点とする。

評価	評価係数	判断基準(No.1)	判断基準(No.2)
A 極めて優秀	1.0	非常に使いやすい。	非常に分かりやすい。
B 優秀	0.75	使いやすい。	分かりやすい。
C 標準的	0.5	標準的である。	標準的である。
D やや劣る	0.25	使いにくい。	一部不十分な説明である。
E 非常に劣る	0.0	非常に使いにくい。	極めて不十分な説明である。

※平均算出計算の結果、小数点以下の端数が生じた場合は、小数点第 1 位を四捨
 五入する。